

1. マネー・ローンダリング等への対応に関するモニタリング

- 近年、海外では金融機関に巨額制裁金を科す事例もみられるなど、グローバルなマネロン・テロ資金供与防止に対する目線は年々高まっている。
これを踏まえ、我が国では、昨年10月、マネロン及びテロ資金供与防止の対応強化のために改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等が施行された。
- 改正後の犯収法では、顧客管理措置を強化するとともに、リスクベース・アプローチが導入された。リスクベース・アプローチでは、単なる事務手続きの履行にとどまらず、マネロン・テロ資金供与に関し、証券会社自身のビジネス等を踏まえた適確なリスク評価と、これをベースとした実効的なリスク管理が求められている。
- 各証券会社に対して、顧客管理及びリスクベース・アプローチの実施状況等について、昨年9月からアンケートを実施してきた。この結果、明確となった課題を中心に、取組みの進捗状況等について、今後フォローアップしたいと考えている。
- 各証券会社においては、マネロン・テロ資金供与防止態勢の更なる強化に向けた一層の取組みをお願いしたい。

(以上)